

平成27年度給油所立入検査の実施結果

平成28年3月31日
内閣府沖縄総合事務局
経済産業部石油・ガス課

内閣府沖縄総合事務局では、ガソリン、軽油等を販売する沖縄本島、離島の給油所を対象に、毎年度、定期的に立入検査を実施しています。

立入検査は、職員2名で実施し、品質管理者の選任や給油設備規模等の登録状況、ガソリンの品質分析の実施や記録の保管状況、流通経路の確認、販売している全ての石油製品をサンプリングして、品質規格への適合を確認しています。

平成27年度は、20給油所を対象に実施した結果、8給油所に対して、8件の改善指導を行い、速やかに改善されました。

沖縄県内の品確法に基づく登録給油所数

(平成28年3月31日現在)

合計	沖縄本島	宮古島市	石垣市	その他離島
348	282	21	17	28

1. 立入検査概要

立入検査は、揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品確法」という。）に基づき、給油所で販売されるガソリン、軽油、灯油等の石油製品について、品確法で定める品質規格への適合を確認する等消費者の利益を保護することを目的として実施しています。

具体的には、当局職員2名が給油所において、品確法に基づく品質管理者の業務の実施状況、石油製品の受入・販売数量の記録や品質分析の実施・記録の保管状況、店頭における表示内容の確認を行うとともに、ガソリン等販売している全油種について試料（1リットル）を採取し品確法に定める品質規格への適合を確認しています。

立入検査は、宮古島や石垣島の離島を含む県内の品確法に基づき登録されている全ての給油所を対象とし、その中から地域、石油元売系列等を考慮して選定した給油所、一般社団法人全国石油協会が実施した試買検査（注1）で品質規格不適合となった給油所、消費者から品質等について苦情のあった給油所に対して実施しています。

（注1）全国全ての給油所を対象に毎年度2回程度実施されており、資源エネルギー庁から一般社団法人全国石油協会へ委託している。販売している全油種の試料1リットルを採取し、品質規格への適合を確認後、不適合の場合は当局へ連絡される。

2. 実施結果

平成27年度は上半期（4月～9月）10給油所、下半期（10月～3月）10給油所の合計20給油所への立入検査を実施しました。その結果、8給油所において、8件の改善指導を行いました。

（主な改善指導事項）

- ①給油設備規模等登録内容の変更手続きがされていない（6）
- ②登録に関する店頭表示がない又は表示内容が不適切（2）

3. 検査後の改善状況

平成27年度の立入検査の結果、流通、品質管理体制、販売している石油製品の品質規格不適合等消費の安全や保安上重要な問題となる事項はなく全てが速やかに改善されました。

(お問い合わせ先)
内閣府沖縄総合事務局経済産業部石油・ガス課長 外間
担当者：土井、伊藤
電話：098-866-1756

(参 考)

品確法（抜粋）

(目的)

第1条 この法律は、国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もって消費者の利益の保護に資するとともに、重油について海洋汚染等の防止に関する国際約束の適確な実施を確保するために必要な措置を講ずることを目的とする。

(揮発油販売業者の登録)

第3条 揮発油販売業を行おうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

(揮発油販売業者の登録の申請)

第4条 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 給油所の所在地及び第2条第3項の給油設備の規模
- 三 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名

2 前項の申請書には、給油所ごとの事業の開始の日その他の経済産業省令で定める事項を記載した事業計画書及び経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(揮発油販売業者の変更登録等)

第8条 揮発油販売業者は、第4条第1項第二号に掲げる給油所の所在地又は同項第三号に掲げる事項について変更をしようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。

(品質管理者)

第14条 揮発油販売業者は、給油所ごとに、経済産業省令で定める資格を有する者のうちから品質管理者を選任し、次条第一項に規定する品質管理者の職務を行わせなければならない。

2 揮発油販売業者は、前項の規定により品質管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(表示)

第17条 揮発油販売業者は、給油所の見やすい場所に、経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号、品質管理者の氏名その他の経済産業省令で定める事項を表示しなければならない。

(報告及び立入検査)

第20条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、揮発油販売業者、軽油販売業者、灯油販売業者、重油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、重油輸入業者、第17条の4第2項の規定により確認を行うべき者、揮発油特定加工業者、軽油特定加工業者又は登録分析機関に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、揮発油販売業者、軽油販売業者、灯油販売業者、重油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、重油輸入業者、第17条の4第2項の規定により確認を行うべき者、揮発油特定加工業者又は軽油特定加工業者の事務所、給油所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り揮発油、軽油、灯油、重油その他の必要な試料を収去させることができる。